

# 青森県報

第三千三百三十一号

平成二十一年  
九月二日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則… (水産振興課) … 一

### 告 示

平成二十一年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の

要領… (財政課) … 一

河川法による兼用工作物の管理… (河川砂防課) … 三

### 公 告

大間港臨港地区の決定… (港湾空港課) … 三

建設業者の許可の取消し… (三八地民局) … 五

右 同… (同) … 五

### 出先機関

土地改良事業の工事の完了… (三八地民局) … 五

右 同… (西北地民局) … 五

道路の位置の指定… (上北地民局) … 六

## 規 則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十四号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表経営等改善資金の項中「(小型の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業にあつては、総トン数十トン未満の動力漁船を使用する場合及び青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるもの(以下「経営改善取組漁業者団体」という。))が総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用する場合に限る。以下この項及び青年漁業者等養成確保資金の項において同じ。」を削り、「(経営改善取組漁業者団体)を「(青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるもの(以下「経営改善取組漁業者団体」という。))」に、「一台につき千二百万円」を「一台につき二千四百万円」に、「総額で千三百万円」を「総額で二千五百万円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第五百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき平成二十一年八月二十四日専決処分した平成二十一年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

平成二十一年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

## 平成21年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成21年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,104,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ725,698,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地 方 交 付 税	206,773,469	1,104,593	207,878,062
	1 地 方 交 付 税	206,773,469	1,104,593	207,878,062
	歳 入 合 計	724,594,184	1,104,593	725,698,777
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総 務 費	32,009,478	1,104,593	33,114,071
	4 徴 税 費	5,637,773	1,104,593	6,742,366
	歳 出 合 計	724,594,184	1,104,593	725,698,777

青森県告示第五百七十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により二級河川奥内川河川管理者青森県知事三村申吾と青森市道奥内二 号線道路管理者青森市長鹿内博との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川 の 名 称

二級河川奥内川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

青森市大字奥内字川合二の八地先から二の七地内及び地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 青森市

2 住所 青森市中央一丁目二二の五

3 代表者の氏名 道路管理者 青森市長 鹿内博

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成二十一年八月二十日から道路の存続する日まで

大間港臨港地区の決定

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、大間港の臨港地区を定めたので、同条第八項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域を縦覧に供する。

平成二十一年九月二日

大間港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 臨港地区の区域

1 場所

下北郡大間町大字大間字細間、字大間、字下手道、字割石及び字大間平の各一部

2 区域

(一) 大間地区

次の各基点を順次に結んだ線、基点一から三〇一度〇五分三八秒に引いた線、基点三四から二七六度三八分五八秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。

- 基点一 下道三角点（北緯四二度三一分〇二秒東経一四〇度五四分一九秒）から三五一度〇一分二九秒一〇九六・八メートルの地点
- 基点二 基点一から三九度三六分三九秒一八・五メートルの地点
- 基点三 基点二から二九度〇六分二秒九二・八メートルの地点
- 基点四 基点三から一六度〇〇分四〇秒四八・八メートルの地点
- 基点五 基点四から三九度一〇分二七秒六一・七メートルの地点
- 基点六 基点五から五九度一九分四六秒一一・三メートルの地点
- 基点七 基点六から九二度一四分三七秒四八・一メートルの地点
- 基点八 基点七から一五二度四二分四三秒六・八メートルの地点
- 基点九 基点八から一一度四九分四五秒三八・四メートルの地点
- 基点一〇 基点九から一八八度三六分四四秒五〇・六メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から六三度三七分三三秒二四・一メートルの地点
- 基点一二 基点一一から三四一度〇三分三七秒二九・七メートルの地点
- 基点一三 基点一二から六九度五五分一二秒四二・一メートルの地点

公 告

(一)

- 基点一四 基点一三から一五七度〇六分二秒三・三メートルの地点
  - 基点一五 基点一四から六六度一六分五〇秒二五・四メートルの地点
  - 基点一六 基点一五から三三五度三分一五秒八・〇メートルの地点
  - 基点一七 基点一六から七三度五三分〇八秒二・七メートルの地点
  - 基点一八 基点一七から一一一度一九分一九秒一三・〇メートルの地点
  - 基点一九 基点一八から五九度〇三分〇四秒四三・七メートルの地点
  - 基点二〇 基点一九から一〇三度四七分二秒一・七メートルの地点
  - 基点二一 基点二〇から八度三五分二秒二・六メートルの地点
  - 基点二二 基点二一から三四度一二分〇六秒五六・九メートルの地点
  - 基点二三 基点二二から二六度三七分五五秒七五・五メートルの地点
  - 基点二四 基点二三から八度一五分一七秒一〇〇・九メートルの地点
  - 基点二五 基点二四から四度四八分二四秒三四・七メートルの地点
  - 基点二六 基点二五から三五一度四六分〇〇秒二九・二メートルの地点
  - 基点二七 基点二六から二五度〇六分四八秒六・三メートルの地点
  - 基点二八 基点二七から三三八度三分一七秒六一・八メートルの地点
  - 基点二九 基点二八から二五度二五分二八秒二・二メートルの地点
  - 基点三〇 基点二九から三三九度〇七分四七秒四九・四メートルの地点
  - 基点三一 基点三〇から二七三度四〇分二七秒六・六メートルの地点
  - 基点三二 基点三一から三一九度〇七分〇四秒二九・三メートルの地点
  - 基点三三 基点三二から三二七度〇二分三二秒二二・五メートルの地点
  - 基点三四 基点三三から五四度二四分三七秒三五・四メートルの地点
- 割石地区
- 次の各基点を順次に結んだ線、基点一から二七八度〇四分一七秒に引いた線、基点一三から二五八度二二分〇二秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域
- 基点一 日和山三角点(北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分三六秒)から三三〇度四三分四一秒一三六・六メートルの地点
  - 基点二 基点一から二度二五分一七秒六・四メートルの地点
  - 基点三 基点二から二七七度〇九分五四秒三三・〇メートルの地点
  - 基点四 基点三から〇度五九分三〇秒一・七メートルの地点
  - 基点五 基点四から二七七度二三分〇九秒八三・六メートルの地点
  - 基点六 基点五から一四度四二分〇一秒六六・二メートルの地点
  - 基点七 基点六から三一一度二七分〇一秒一六四・〇メートルの地点

3

面積  
七・〇四ヘクタール

(三)

- 鳥の間地区
- 次の各基点を順次に結んだ線及び基点一と基点二〇とを結んだ線により囲まれた区域。
- 基点一 日和山三角点(北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分三六秒)から三五八度一四分二秒一〇三九・八メートルの地点
  - 基点二 基点一から三〇六度二三分四三秒一〇〇・六メートルの地点
  - 基点三 基点二から三三七度一〇分三三秒三五・〇メートルの地点
  - 基点四 基点三から六七度一〇分三六秒四・五メートルの地点
  - 基点五 基点四から三三七度三一分三七秒九・三メートルの地点
  - 基点六 基点五から五七度四五分一五秒一六・九メートルの地点
  - 基点七 基点六から一四五度五一分五六秒五〇・〇メートルの地点
  - 基点八 基点七から一二六度二三分五八秒七九・九メートルの地点
  - 基点九 基点八から二四度〇四分二九秒九・七メートルの地点
  - 基点一〇 基点九から三〇五度〇九分二〇秒一〇・〇メートルの地点
  - 基点一一 基点一〇から三四度〇〇分三秒二〇・五メートルの地点
  - 基点一二 基点一一から四〇度三〇分一七秒三〇・〇メートルの地点
  - 基点一三 基点一二から四二度五一分〇三秒二二・六メートルの地点
  - 基点一四 基点一三から二〇度四二分五一秒一三三・七メートルの地点
  - 基点一五 基点一四から三五一度三一分二七秒一四・〇メートルの地点
  - 基点一六 基点一五から三五九度五二分三九秒一〇・八メートルの地点
  - 基点一七 基点一六から八九度一八分三五秒二二・二メートルの地点
  - 基点一八 基点一七から一八一度五三分二五秒六二・八メートルの地点
  - 基点一九 基点一八から一九一度五三分一七秒四七・一メートルの地点
  - 基点二〇 基点一九から二一九度五一分一四秒一七・八メートルの地点

二 縦覧場所

青森県土整備部港湾空港課  
下北地域県民局地域整備部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社杉信興業

二 代表者の氏名 菊池 政巳

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字雨長根七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第三〇〇三八九号

五 取消年月日 平成二十一年七月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月二十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社正和建設工業

二 代表者の氏名 村越 正和

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

桜沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年九月二日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業

二 工事完了年月日

平成二十一年六月二十三日

土地改良事業の工事の完了

鍋川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年九月二日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

一 県営土地改良事業の名称  
ため池等整備事業

二 工事完了年月日

平成二十一年三月十一日

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月二日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

位置	延長	幅員	指定年月日
三沢市南町二丁目三三 三五四一、三二の三八 七及び三二の三九〇〇	八三・六五メートル	六・〇〇メートル	平成 三・八 七

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭